

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷三十二第

行發日一月一十年五十大

論叢

消費税の理想としての專賣教授 法學博士 神戸 正雄
 價格の一理論九州帝國大學 教授 文學博士 高田 保馬
 伊豫の百姓一揆教授 經濟學士 黒正 巖

時論

再び我國の人口問題に就て教授 法學博士 山本美越乃

說苑

アダム・スミスの勞賃論講師 經濟學士 森 耕二郎
 妙心寺の寺領と領民の負擔經濟學士 中川與之助

雜錄

近世の恐慌と其一般的普及性高松高等商業學校 教授 經濟學士 小川福太郎
 信州小布施の地割制度教授 經濟學博士 本庄榮治郎
 Vital Statisticsに就きて教授 法學博士 財部 靜治
 英吉利海運の統計的研究教授 經濟學博士 小島昌太郎
 勞農露國の豫算經濟學士 吉川 秀造
 シュムペーターのシ・モツラー觀經濟學士 菊田 太郎

法令

郵便年金令・郵便年金特別會計規則・郵便年金規則・簡易保險規程中改正

法 令

郵便年金令

勅令第二百八十一號 (大正十五年八月九日)

- 第一條 郵便年金ハ即時終身年金及据置終身年金トス
- 第二條 即時終身年金ニ在リテハ年金契約ノ效力發生シタル日ヨリ年金受取人ノ死亡ニ至ル迄年金ノ支拂ヲ爲スモノトス
- 第三條 据置終身年金ニ在リテハ年金受取人カ一定ノ年齢ニ達シタル日ヨリ其ノ死亡ニ至ル迄年金ノ支拂ヲ爲スモノトス
- 第四條 据置終身年金ハ左ノ四種トス
 - 一 五十歳支拂開始据置終身年金
 - 二 五十五歳支拂開始据置終身年金
 - 三 六十歳支拂開始据置終身年金
 - 四 六十五歳支拂開始据置終身年金
- 第五條 新ニ年金受取人タルコトヲ得ル者ノ年齢ハ即時終身年金ニ在リテハ四十歳以上八十歳以下、据置終身年金ニ在リテハ十二歳以上六十歳以下トス
- 第六條 年金契約ヲ爲シタル後年金受取人ノ年齢ニ付錯誤アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ郵便年金法第五條ノ掛金拂込ノ日ノ年齢カ前條ノ範圍内ノルトキハ當初ヨリ其ノ年齢ニ基キテ年金契約ヲ爲シタルモノト看做シ年金額ヲ更正ス其ノ年齢カ即時終身年金ニ付四十歳未満ナルトキハ四十歳ニ達シタル日ニ於テ、据置終身年金ニ付十二歳未満ナルトキハ十二歳ニ達シタル日ニ於テ年金契約ノ效力發生シタルモノト看做シ年金額ヲ更正ス

- 前項ノ規定ニ依リ年金額ヲ更正スル場合ニ於テ其ノ金額カ郵便年金法第三條ニ規定スル制限ヲ超ユルトキハ當初ヨリ最高ノ年金額ニ基キテ年金契約ヲ爲シタルモノト看做ス
- 第七條 掛金ノ算定ニ關シテハ年金受取人ノ年齢ハ出生ノ月ヨリ年金契約申込ノ月迄月ヲ以テ計算シ一年未満ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數カ七月以上ナルトキハ之ヲ一年ニ切上ケ六月以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ
- 第四條ノ年金支拂開始年齢ハ年金受取人カ年金契約申込ノ日ニ於テ前項ノ規定ニ依リ算出シタル年齢ニ達シタルモノト看做シ之ヲ計算ス
- 第八條 掛金ノ拂込ハ一時拂及分割拂トス
- 第九條 年金契約ノ申込ヲ爲スニハ之ト同時ニ掛金一時拂ノモノニ在リテハ掛金ノ全額ヲ、掛金分割拂ノモノニ在リテハ其ノ第一回分ヲ拂込ムコトヲ要ス
- 第十條 掛金ハ左ノ基礎ニ依リ計算ス
 - 一 明治四十五年內閣統計局ノ發表シタル第二表ノ死亡率ヨリ男子ニ在リテハ男子死亡率ノ二割ヲ、女子ニ在リテハ女子死亡率ノ三割ヲ減シテ作成シタル死亡生殘表
 - 二 掛金一時拂ナルトキハ市場ニ於ケル公債ノ時價ニ準シ選信大臣ノ定ムル豫定利率
 - 三 掛金分割拂ナルトキハ年五分ノ豫定利率
- 掛金受取人ノ爲ニ積立ツヘキ金額ハ前項ノ基礎ニ依リ純保險料式ヲ以テ之ヲ計算ス
- 第十一條 拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ留保セサル年金契約ニ於テ年金受取人死亡シキハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス
- 第十二條 年金ハ年金支拂ノ事由發生シタル日ヨリ三月毎ニ各其ノ經過シタル期間分ヲ支拂フ但シ期間ノ中途ニ於テ年金受取人死亡シタルトキハ其ノ期間ニ付テハ月割ヲ以テ計算シ死

亡ノ日ヲ含ム月割分迄ヲ支拂フ

第十三條 郵便年金法第七條ノ規定ニ依リ返還スヘキ拂込掛金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル

年金受取人死亡シタル場合

死亡ノ日迄ノ拂込掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)ノ額但シ支拂ヒタル年金(支拂フヘキモノヲ含ム)アルトキハ其ノ

金額ヲ差引キタル殘額

年金契約解除セラレタル場合

契約解除ノ日迄ノ拂込掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)ノ額ノ百分ノ九十以上ニシテ選任大臣ノ定ムル額

年金契約變更セラレタル場合

契約變更ノ日迄ノ拂込掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)ノ額ヨリ變更後ノ契約ニ付當初ヨリ變更ノ日迄ニ拂込ムヘカリシ掛金ノ額ヲ差引キタル殘額ノ百分ノ九十以上ニシテ選任大臣ノ定ムル額

附則

本令ハ郵便年金法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

大正十五年(三月三十日公布)法律第三十九號郵便年金法抄

錄

第三條 年金ノ額ハ年金受取人一人ニ付年額二千四百圓以下トス

第四條 年金契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ郵便年金證書ヲ年金契約者ニ交付ス

第五條 年金契約ノ效力ハ掛金ヲ拂込ミタル日ニ始マル

第七條 年金契約者ハ年金契約申込ノ際年金受取人ノ死亡又ハ年金契約ノ解除若ハ變更ノ場合ニ於テ拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ自己又ハ年金受取人タル第三者ノ爲ニ留保

法 令

スルコトヲ得
返還ヲ請求シ得ヘキ拂込掛金ニ關スル規定ハ前令ヲ以テ之ヲ定ム

郵便年金特別會計規則

勅令第二百八十二號 (大正十五年八月九日)

第一條 歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日現在ノ積立金明細目録ヲ添附スヘシ

第二條 歳入歳出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣簡易保險局長ニ命シテ之ヲ執行セシムヘシ但シ他ノ官吏ニ命シテ其ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第三條 郵便年金特別會計法第四條ノ規定ニ依リ公債ヲ以テ餘裕金ヲ保有セントスルトキハ地方債ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ其ノ種類及金額ヲ定ムヘシ公債ヲ離權セントスルトキハ其ノ都度所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第四條 本會計ニ於テハ當該年度ノ收入済歳入額ヲ以テ支拂元受高トシ歳出ヲ支出スルハ此ノ支拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足ヲ生シタルトキハ所管大臣ハ大藏大臣ノ承認ヲ經テ積立金ニ屬スル現金ヲ前條ノ支拂元受高ニ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額ハ當該年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第六條 毎年度出納ノ完結迄ニ收入済又ハ支出済ト爲ラサルモノハ現ニ其ノ收支ヲ爲シタル年度ノ歳入又ハ歳出トス

第七條 歳入徴收官ハ毎月徴收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ

第二十三卷 (第五號 一六三) 八六五

之ヲ簡易保險局長ニ送付スヘシ

第八條 簡易保險局長ハ徵收報告書ニ依リ毎月徵收總報告書ヲ

調製シ參照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ
大藏大臣ニ送付スヘシ

第九條 支出官ハ毎月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ簡易保險局
長ニ送付スヘシ

第七條 簡易保險局長ハ支出濟額報告書ニ依リ毎月支出總報告
書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌
月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十一條 歳入徵收官又ハ支出官一人ナル場合ニ於テハ徵收報
告書又ハ支出濟額報告書ヲ以テ徵收總報告書又ハ支出總報告
書ニ充ツルコトヲ得

第十二條 毎年度ニ於ケル歳入ノ收入濟額ヨリ歳出ノ支出濟額
ヲ控除シタル過剩額ハ之ヲ積立金ニ組入ルヘシ

前項歳入ノ收入濟額カ歳出濟額ニ對シ不足アルトキハ之ヲ積
立金ヨリ補足スヘシ

第十三條 歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度
七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十四條 簡易保險局ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ郵便年金
ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スヘシ

第十五條 簡易保險局ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、調定濟
額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第十六條 支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元
受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ

第十七條 簡易保險局ハ歳出簿及支拂元受高差引簿ヲ備ヘ歳出
簿ニハ歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額、支出濟額、翌年度

繰越額及殘額ヲ登記シ支拂元受高差引簿ニハ支拂元受高、支
出濟額及殘額ヲ登記スヘシ但シ支出官一人ナル場合ニ於テハ

支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

第二十三卷 (第五號 一六四) 八六六

第十八條 本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附則 本令ハ郵便年金特別會計法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

郵便年金規則

逕信省令第二十七號 (大正十五年八月十一日)

郵便年金規則

目次

第一章 總則

第二章 契約ノ成立

第三章 掛金ノ分割拂込

第四章 年金ノ支拂

第五章 契約ノ異動變更

第六章 契約ノ消滅

第七章 返還金ノ支拂

第八章 貸付

郵便年金規則

第一章 總則

第一條 郵便年金ハ郵便官署ニ於テ之ヲ取扱フ但シ特ニ之ヲ取
扱ハサルコトヲ告示シタル郵便官署ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 年金額ハ掛金分割拂ノ年金契約ニ在リテハ年額百二十
圓以上、掛金一時拂ノ年金契約及掛金拂濟年金契約ニ在リテ

ハ年額十二圓以上トス但シ郵便年金第六條ノ規定ニ依リ年
金額ヲ更正シタル場合及拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ留

保セサル年金契約ニシテ郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ
依リ掛金拂濟年金契約ニ變更セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラ

ス
第三條 年金額ニハ年金ニ付一回未滿ノ端數ヲ附スルコトヲ得

ス但シ年金契約變更ノ場合及郵便年金第六條ノ規定ニ依ル年金額更正ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 掛金分割拂ノ掛金ハ年掛トス但シ半年掛又ハ三月掛ト爲スコトヲ得

第五條 掛金分割拂ノ掛金額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル掛金一時拂ノ掛金額ハ別ニ告示スル所ニ依ル

第六條 同一ノ年金契約ニ付年金契約者數人アルトキハ其ノ一人ヲ代表者トスヘシ

前項ノ代表者ハ他ノ年金契約者ヲ代理スルモノトス

第七條 同一ノ年金契約ニ付年金契約者數人アル場合ニ於テハ其ノ責任ハ連帶トス

第八條 年金契約ニ關シ郵便官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ年金契約者又ハ年金受取人ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第九條 年金契約ニ關シ郵便官署ニ差出ス書類ニハ郵便年金證書ノ記號番號ヲ記載スヘシ

第十條 年金契約者又ハ年金受取人ハ左ノ場合ニ於テ郵便年金證書、掛金領收帳、年金支拂通知書、元金返還通知書、掛金返還通知書又ハ年金貸付證書ノ再度交付ヲ請求スルコトヲ得

一 證書、領收帳又ハ通知書ヲ亡失シタルトキ

二 證書、領收帳又ハ通知書ヲ毀損汚斑シテ不判明トナリタルトキ

郵便年金證書再度交付ノ請求ニ對シテハ證書一通ニ付料金十錢ヲ徴收ス但シ郵便官署ニ於テ已ムヲ得サル事出アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 年金契約者又ハ年金受取人前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ證書、領收帳又ハ通知書ノ再度交付請求書ヲ作成シ郵便年金證書ノ請求ニ在リテハ料金相當ノ郵便切手ヲ貼附シ之ヲ郵便局ニ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ證書、領收帳又ハ通

知書アルモノハ之ヲ添附シ郵便年金證書ヲ差出シタルトキハ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ簡易保險局ニ於テ證書、領收帳又ハ通知書ヲ作成シ之ヲ請求人ニ交付ス

亡失シタル證書、領收帳又ハ通知書ヲ發見シタルトキハ郵便局ニ之ヲ返還スヘシ

第十二條 前條ノ規定ニ依リ證書、領收帳又ハ通知書ノ再度發行ヲ爲シタルトキハ原證書、原領收帳又ハ原通知書ハ無効トス

第十三條 年金契約者又ハ年金受取人年金支拂通知書、元金返還通知書、掛金返還通知書又ハ年金貸付證書ニ指定シタル拂渡郵便局ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ

拂渡郵便局變更ノ手續ヲ了シタルトキハ其ノ旨ヲ請求人ニ通知ス

第十四條 年金契約ニ關シ郵便切手ヲ以テ納付スル料金ニ過納又ハ誤納アリタルトキハ納付人ノ請求ニ依リ其ノ納付ヲ受ケタル郵便局ニ於テ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス

第二章 契約ノ成立

第十五條 年金契約ノ申込ヲ爲サムトスル者ハ年金契約申込書用紙ニ左ノ事項ヲ記載シ記名調印ノ上掛金を添へ之ヲ郵便局ニ差出し掛金領收證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ即時年金契約ノ申込ヲ爲スモノナルトキハ郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ年金受取人ノ印鑑願ヲ作成シ之ヲ申込書ニ添附スヘシ

一 年金ノ種類

二 年金額

三 郵便年金法第七條ノ規定ニ依リ拂込掛金(以下元金ト稱ス)ノ返還ヲ請求スル權利ノ留保(以下元金留保ト稱ス)又ハ拋棄(以下元金拋棄ト稱ス)ノ別

四 掛金一時拂又ハ分割拂ノ別、分割拂ニ在リテハ拂込回數
(年掛、半年掛、三月掛)

五 掛金半額並年掛及三月掛ニ在リテハ其ノ一回分ノ金額

六 掛金分割拂ニ在リテハ第二回以後ノ掛金ヲ拂込ムヘキ郵
便局名又ハ郵便振替貯金口座番號

七 年金契約者ノ氏名又ハ名稱(契約者數人アルトキハ代表
者ノ表示)及住所

八 年金受取人ノ氏名、男女ノ別、生年月日及住所

九 元金留保ノ年金契約ニ在リテハ元金受取人ノ氏名又ハ名
稱

十 年金受取人ニ付既ニ郵便年金契約アルトキハ郵便年金證
書ノ記號番號及其ノ年金額又現ニ郵便年金契約ノ申込中ニ
係ルモノアルトキハ其ノ旨及申込年金額

十一 即時年金ニ在リテハ年金支拂郵便局名

第十六條 前條ノ場合ニ於テ掛金一時拂ノモノナルトキハ簡易
生命保險ノ保險金ヨリ掛金ノ振替拂込ヲ爲スコトヲ得

前項ノ振替拂込ヲ爲サムトスル者ハ申込書ニ其ノ旨ヲ記載シ
之ニ保險金支拂ノ請求ニ必要ナル書類ヲ添附スヘシ

第十七條 簡易保險局年金契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ郵便
年金證書及掛金領收帳ヲ年金契約者ニ交付ス但シ掛金一時拂
ノモノ及掛金郵便振替貯金振替拂込ノモノニ在リテハ掛金領
收帳ハ之ヲ付セス

簡易保險局年金契約ノ申込ヲ承諾セサルトキハ其ノ旨ヲ記載
シタル掛金返還通知書ヲ年金契約申込人ニ送付ス

年金契約申込人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印
ノ上掛金領收證ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ掛
金ノ拂戻ヲ受ケヘシ

第十八條 郵便年金證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ簡易保險局長記
名調印ス

一 年金ノ種類

二 年金額

三 年金支拂開始期及毎年ノ年金支拂月日

四 元金留保又ハ元金拋棄ノ別

五 掛金額及掛金分割拂ニ在リテハ其ノ拂込期間

六 年金契約者ノ氏名又ハ名稱(契約者數人アルトキハ代表
者ノ表示)

七 年金受取人ノ氏名、男女ノ別及生年月日

八 元金留保ノ年金契約ニ在リテハ元金受取人ノ氏名又ハ名
稱

九 年金契約ノ效力發生年月日

十 郵便年金證書記號番號

第三章 掛金ノ分割拂込

第十九條 掛金分割拂ノ掛金拂込期間ハ年金契約ノ效力發生ノ
日ヨリ年金支拂開始ノ日ノ前日迄トス

元金留保ノ年金契約前項ノ期間内ニ消滅シタルトキハ消滅ノ
日迄ニ第二十条ノ規定ニ依リ拂込期日ノ到達セサル掛金ハ之
ヲ拂込ムコトヲ要セス

第二十條 掛金分割拂ノ掛金ハ年掛ニ在リテハ毎年年金契約ノ
效力發生ノ日ニ應當スル日迄ニ、半年掛又ハ三月掛ニ在リテ
ハ其ノ期ノ初日迄ニ拂込ムヘシ

前項ノ規定ニ依リ拂込期日前ニ掛金ノ拂込ヲ爲シタルモノア
ル場合ニ於テ其ノ契約力拂込期日前ニ消滅シタルトキハ其ノ
掛金ハ之ヲ返還セス

第二十一條 掛金分割拂ノ掛金ハ年金契約者其ノ指定シタル郵
便局ニ拂込ミ掛金領收帳ニ其ノ旨記入ヲ受ケヘシ

第二十二條 年金契約者ハ第二回以後ノ掛金ニ付郵便振替貯金
ヨリ掛金ノ振替拂込ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ口座所管屬ニ於テ拂込期間毎ニ當該加入

者ノ貯金ヨリ掛金ノ振替拂込ヲ爲ス

第二十三條 年金契約者掛金分割拂ノ拂込回数ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ掛金拂込郵便局ニ差出シ掛金領收帳アルモノハ其ノ訂正ヲ受クヘシ

第二十四條 年金契約者掛金拂込郵便局ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ掛金拂込郵便局又ハ掛金拂込ヲ爲サムトスル郵便局ニ差出シ掛金領收帳ノ訂正ヲ受クヘシ

第二十五條 年金契約者第二十一條第二十二條ノ掛金拂込方法ヲ交互ニ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル請求書ヲ掛金拂込郵便局又ハ掛金拂込ヲ爲サムトスル郵便局ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第二十二條ノ拂込方法ヲ第二十一條ノ拂込方法ニ變更セムトスルモノニ在リテハ簡易保険局ニ於テ掛金領收帳ヲ作成シ之ヲ年金契約者ニ交付ス

第二十六條 掛金ノ拂込猶豫期間ハ第二十条ノ掛金拂込期日後二箇月トス

掛金ノ拂込ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ掛金額一圓又ハ其ノ端數毎ニ一月又ハ其ノ端數ニ付一錢ノ延滞金ヲ徴收ス但シ郵便官緊ニ於テ已ムヲ得サル事山アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四章 年金ノ支拂

第二十七條 据署年金ノ年金支拂開始期到達シタルトキハ年金受取人ハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上年金支拂郵便局指定期及郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ作成シタル印鑑届ヲ郵便局ニ差出スヘシ

第二十八條 年金受取人年金ノ支拂ヲ受ケムトスルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ作成シタル郵便年金受領證ニ生存ヲ證明スヘキ戸籍抄本ヲ添ヘ之ヲ年金支拂郵便局ニ差出シ年金ノ拂渡ヲ受クヘシ

法 令

第二回以後ノ年金ノ支拂ヲ受ケムトスル場合ニ於テハ前項ノ戸籍抄本ハ生存ヲ證明スルニ足ル他ノ文書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

委任ニ因ル代理人ニ於テ年金ノ支拂ヲ受ケムトスルトキハ其ノ都度委任狀ヲ差出スコトヲ要ス

第二十九條 年金受取人死亡シタル場合ニ於テ年金受取人ノ相続人年金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上年金支拂請求書ニ年金受取人ノ死亡年月日及年金受取人トノ続柄ヲ證明スヘキ戸籍原本又ハ抄本ヲ添ヘ郵便局ニ差出スヘシ

第三十條 前條ノ請求アリタルトキハ簡易保険局ハ年金支拂通知書ヲ年金受取人ノ相續人ニ送付ス

年金受取人ノ相續人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ郵便年金證書ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ年金ノ拂渡ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ未ダ拂渡ヲ爲ササル元金アルトキハ郵便年金證書ニ年金拂渡済ノ旨ヲ記載シ之ヲ返付ス

第三十一條 年金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約ニ付政府ニ於テ辨済ヲ受クヘキ金額アルトキハ之ヲ支拂フヘキ金額ヨリ控除シ其ノ旨ヲ年金受取人ニ通知ス

第三十二條 年金受取人年金支拂郵便局ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ年金支拂郵便局又ハ年金支拂ヲ受ケムトスル郵便局ニ差出スヘシ

年金支拂郵便局變更ノ手續ヲ了シタルトキハ其ノ旨ヲ年金受取人ニ通知ス

第三十三條 年金受取人印章ヲ改メタルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ改印届ヲ作成シ之ヲ年金支拂郵便局ニ差出スヘシ

第三十四條 年金受取人郵便年金法施行區域外ニ於テ年金支拂

ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ第二十七條乃至第二十九條ノ規定ニ依ル書類ニ郵便年金證書ヲ添ヘ之ヲ簡易保險局ニ差出ス
キハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ請求アリタルトキハ會計規則第四十八條第一項ノ規定ニ依リ年金ヲ支拂ヒ郵便年金證書ハ之ヲ返付ス但シ第二十九條ノ規定ニ該當スル請求ニシテ元金支拂済ナルトキハ郵便年金證書ハ之ヲ返付ス

第五章 契約ノ異動變更

第三十五條 年金契約者ハ年金支拂開始前ニ限り左ノ場合ニ於テ年金契約ノ變更ヲ請求スルコトヲ得
一 年金受取人ノ年齢四十歳以後ニ於テ既ニ拂込ミタル掛金ヲ以テ元金留保ノ据置年金ヲ元金留保ノ即時年金ニ變更セムトスルトキ此ノ場合ニ於テハ契約變更請求後ニ於ケル原契約ノ效力發生ノ日ニ應當スル最初ノ日ニ變更ノ效力ヲ發生セシムヘキモノタルコトヲ要ス

二 掛金額ヲ變更セシテ据置年金ノ種類ヲ變更セムトスルトキ但シ元金拋棄ノ据置年金ノ支拂開始年齢ヲ低下セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス
三 据置年金ノ金額ヲ減額セムトスルトキ
四 既ニ拂込ミタル掛金ヲ以テ掛金分割拂ノ据置年金ヲ掛金拂済ノ据置年金ニ變更セムトスルトキ

前項ノ請求ニ對シテハ料金二十錢ヲ徵收ス
第三十六條 前條ノ請求アリタル場合及郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依リ年金契約變更ノ場合ニ於テ更正スヘキ年金額又ハ掛金額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第三十七條 年金契約者第三十五條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ年金契約變更請求書ニ料金相當ノ郵便切手ヲ貼附シ之ニ郵便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受

取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳アルモノハ之ヲ添附スヘシ
郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス
第三十八條 簡易保險局郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依リ年金契約ヲ掛金拂済年金契約ニ變更シタルトキハ其ノ旨ヲ年金契約者ニ通知ス
年金契約者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便年金證書ヲ郵便局ニ差出シ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ
郵便年金證書ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第三十九條 郵便年金令第六條ノ場合ニ於テハ年金契約者又ハ年金受取人ハ郵便年金證書ノ訂正ヲ受ケル爲之ヲ郵便局ニ差出シ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳ノ訂正ヲ要スルトキハ之ヲ添附スヘシ
郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十條 郵便年金法第十一條ノ規定ニ依リ年金契約者ニ變更アリタルトキハ年金契約承継者ハ郵便年金證書訂正請求書ニ年金契約者及年金受取人ト共ニ記名調印シ郵便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳アルモノハ之ヲ添附スヘシ
郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十一條 年金契約者郵便年金法第八條第一項ノ規定ニ依リ元金受取人ヲ變更セムトスルトキハ郵便年金證書訂正請求書ニ郵便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ

郵便年金證書ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス
第四十二條 年金契約者左ノ場合ニ於テハ郵便年金證書訂正請

第三十七條 年金契約者第三十五條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ年金契約變更請求書ニ料金相當ノ郵便切手ヲ貼附シ之ニ郵便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受

郵便年金證書ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス
第四十二條 年金契約者左ノ場合ニ於テハ郵便年金證書訂正請

求書ニ郵便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳アルモノハ之ヲ添附スヘシ

一年金契約者氏名又ハ名稱ヲ改メタルトキ
二年金契約者數人アル場合ニ於テ其ノ代表者ヲ變更シタルトキ

年金契約者ノ相續人年金契約者トシテノ權義務ヲ承繼シタルトキハ前項ノ手續ヲ爲スヘシ
郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十三條 年金受取人氏名ヲ改メタルトキハ年金契約者又ハ年金受取人ハ郵便年金證書訂正請求書ニ郵便年金證書及其ノ事實ヲ證明スルニ足ル文書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ

郵便年金證書ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス
第四十四條 年金契約者又ハ年金受取人住所ヲ變更シタルトキハ其ノ旨ヲ郵便局ニ届出ツヘシ

第六章 契約ノ消滅

第四十五條 年金受取人死亡シタルトキハ年金契約者又ハ年金受取人ノ相續人ハ其ノ死亡年月日ヲ郵便局ニ届出ツヘシ
第四十六條 年金契約者年金契約ノ解除ヲ爲サムトスルトキハ年金解除通知書ヲ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ニ解約ノ表示ヲ受クヘシ

第四十七條 郵便年金法第十四條第二項ノ規定ニ依リ年金契約解除セラレタルトキハ簡易保險局ハ年金契約者ニ其ノ旨ヲ通知ス

年金契約者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便局ニ於テ郵便年金證書ニ解約ノ表示ヲ受クヘシ

第七章 返還金ノ支拂

第四十八條 郵便年金令第十三條ノ規定ニ依リ返還スヘキ元金ノ額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル
第四十九條 元金受取人元金ノ返還ヲ請求セムトスルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上元金返還請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ請求カ年金受取人ノ死亡ニ因ルモノナルトキハ年金受取人ノ死亡年月日ヲ證明スルニ足ル文書ヲ、請求人カ元金受取人ノ相續人ナルトキハ其ノ續柄ヲ證明スヘキ戸籍簿本又ハ抄本ヲ請求書ニ添附スヘシ
第五十條 前條ノ請求アリタルトキハ簡易保險局ハ元金返還通知書ヲ請求人ニ送付ス

元金受取人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ郵便年金證書ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ返還金ノ拂渡ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ未タ拂渡ヲ爲ササル年金アルトキハ郵便年金證書ニ元金拂渡濟ノ旨ヲ記載シ之ヲ返付ス

第五十一條 元金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約ニ付政府ニ於テ拂濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ之ヲ支拂フヘキ元金額ヨリ控除シ其ノ旨ヲ元金受取人ニ通知ス

第五十二條 第二十條第二項、郵便年金令第六條又ハ八年金契約無效者ハ取消等ノ場合ニ於テ既ニ拂込ミタル掛金又ハ延滞金ノ返還ヲ要スルモノアルトキハ簡易保險局ハ掛金返還通知書ヲ年金契約者ニ送付ス

年金契約者前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ郵便年金證書ヲ呈示シテ(年金契約ノ無効又ハ取消ノ場合ハ郵便年金證書ヲ通知書ニ添附スルコト)返還金ノ拂渡ヲ受クヘシ

第五十三條 元金受取人郵便年金法施行區域外ニ於テ元金ノ返還ヲ請求セムトスルトキハ第四十九條ノ規定ニ依ル書類ニ郵

便年金證書ヲ添へ簡易保險局ニ差出スヘシ但シ關東廳管内に於テ元金ノ返還ヲ請求セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス
 前項ノ請求アリタルトキハ會計規則第四十八條第一項ノ規定ニ依リ返還金ヲ支拂ヒ郵便年金證書ハ之ヲ返付ス但シ年金契約消滅ノ場合ハ未ダ支拂ヲ爲ササル年金アル場合ヲ除クノ外之ヲ返付セス

第八章 貸付

第五十四條 郵便年金法第十五條ノ規定ニ依ル貸付ハ掛金振替貸付及普通貸付トス

第五十五條 掛金振替貸付ニ在リテハ掛金ニ振替フル爲左ノ各號ニ依リ年金契約者ニ貸付ヲ爲スモノトス
 一 貸付金額 一年以内ノ掛金ニ相當スル金額

二 貸付期間 一年以内
 三 貸付利率 年五分四厘

第五十六條 普通貸付ニ在リテハ左ノ各號ニ依リ年金支拂開始前ハ元金受取人タル年金契約者ニ、年金支拂開始後ハ元金受取人タル年金受取人ニ貸付ヲ爲スモノトス

一 貸付金額 既ニ拂込ミタル掛金額(既ニ支拂ヒタル年金アルトキハ之ヲ差引キタル殘額)ノ百分ノ五十以内ニシテ一口二十圓以上

二 貸付期間 一年以内
 三 貸付利率 年六分六厘

第五十七條 貸付期間ハ年金支拂開始前ニ限り辨濟期ニ於テ之ヲ更新スルコトヲ得但シ更新ノ時ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

第五十八條 貸付期間滿了前ニ於テ年金契約消滅シタルトキハ貸付ハ辨濟期ニ達シタルモノトス

第五十九條 貸付金ニ對スル利息ノ計算ハ月割ヲ以テシ一月未滿 端數アルトキハ一月ニ切上ク

貸付期間滿了前貸付金ノ全部又ハ一部ノ辨濟ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ辨濟シタル額ニ付未ダ經過セサル期間ニ對スル利息ノ拂込ヲ要セス

第六十條 年金契約者又ハ年金受取人貸付ヲ受ケムトスルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上年金貸付請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ

簡易保險局前項ノ請求ヲ認メタルトキハ掛金振替貸付ニ付テハ掛金振替貸付通知書ヲ、普通貸付ニ付テハ年金普通貸付通知書ヲ請求人ニ送付ス

第六十一條 年金契約者掛金振替貸付通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ指定シタル郵便局ニ於テ郵便年金證書ニ貸付ニ關スル事項ノ記入ヲ受クヘシ

年金契約者又ハ年金受取人年金普通貸付通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ添屬セル年金貸付證書ニ記名調印シ其ノ證書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ貸付金ノ交付ヲ受ケ郵便年金證書ニ貸付ニ關スル事項ノ記入ヲ受クヘシ

第六十二條 年金契約者貸付期間ヲ更新セムトスルトキハ年金貸付期間更新請求書ニ既ニ經過シタル期間ニ對スル利息ヲ添へ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ニ貸付期間更新ニ關スル事項ノ記入ヲ受クヘシ

第六十三條 年金契約者又ハ年金受取人貸付金ノ辨濟ヲ爲サムトスルトキハ貸付金ニ利息ヲ添へ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ニ貸付金辨濟ニ關スル事項ノ記入ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ掛金振替貸付ノ貸付金ノ全部ヲ辨濟シタルモノナルトキハ掛金額收帳ニ掛金拂込濟額ノ記入ヲ受クヘシ

簡易保險局普通貸付ノ貸付金全部ノ辨濟ヲ受ケタルトキハ年金貸付證書ヲ返付ス

第六十四條 年金受取人又ハ元金受取人第三十一條又ハ第五十一條ノ規定ニ依リ貸付金及其ノ利息ノ控除ヲ爲シタル旨ノ通

知ヲ受ケタルトキハ郵便局ニ於テ郵便年金證書ニ貸付金辨濟ニ關スル事項ノ記入ヲ受クヘシ
 普通貸付ノ貸付金全部ノ控除ヲ爲シタルトキハ簡易保險局ハ年金貸付證書ヲ返付ス

附 則
 第六十五條 本規則ハ第八章ノ規定ヲ除クノ外大正十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第八章ノ規定ハ大正十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表第一

第五條第一項ノ規定ニ依ル掛金額
 一 年金年額百圓ニ對スル年掛掛金額ハ左ノ如シ年金年額二百圓ニ對スルモノハ其ノ二倍、三百圓ニ對スルモノハ其ノ三倍、百二十圓ニ對スルモノハ其ノ一、二倍、其ノ他之ニ準シ計算スルモノトス
 元金拋棄據置年 年金掛掛金額

年 種 別	五十歳支拂開始		五十五歳支拂開始		六十歳支拂開始		六十五歳支拂開始	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
一	九・三三	一〇・一七	五・七三	六・六五	三・四四	四・〇〇	一・九三	二・五二
二	九・七二	一〇・八三	六・〇九	七・〇六	三・六五	四・四三	二・〇四	二・六三
三	一〇・五五	一一・五四	六・四七	七・五二	三・八七	四・七五	二・一七	二・八三
四	一一・〇三	一二・三〇	六・八八	七・九二	四・一〇	五・〇三	二・三〇	二・九七
五	一一・七二	一三・一三	七・三三	八・五二	四・三三	五・三三	二・四四	三・一〇
六	一二・五七	一四・〇三	七・八〇	九・〇六	四・六四	五・六七	二・五九	三・二七
七	一三・五三	一四・九九	八・三二	九・五五	四・九四	六・〇三	二・七五	三・四六
八	一四・五三	一六・〇三	八・八六	一〇・九八	五・二五	六・四三	二・九二	三・六六
九	一五・五八	一七・一六	九・四六	一〇・九八	五・五六	六・八三	三・一〇	三・八七
一〇	一六・六八	一八・三九	一〇・一〇	一一・七五	五・九六	七・二八	三・二八	四・〇九
一一	一七・七七	一九・七三	一〇・七九	一二・五三	六・一三	七・七六	三・四七	四・三三
一二	一八・九七	二一・一九	一一・五三	一三・四〇	六・三三	八・二七	三・六七	四・五九
一三	二〇・四〇	二三・七八	一二・三三	一四・三三	六・五三	八・八三	三・八七	四・八七
一四	二一・九五	二四・五三	一三・二二	一五・三三	六・七三	九・四二	四・〇九	五・一八
一五	二二・六六	二六・四三	一四・一六	一六・四三	六・九三	一〇・〇五	四・三二	五・五〇

一項ノ規定ニ依ル還付金・支拂ニ之ヲ準用ス
第四十九條 保險契約者保險契約復活ノ申込ヲ爲サムトスルト

キハ復活申込書用紙ニ第十二條第九號乃至第十一號ノ事項ヲ
記載シ保險證書及保險料ノ拂込ヲ爲ササリシ期間ノ保險料ヲ
添(郵便局又ハ其ノ派出吏員ニ差出シ其ノ領收證ヲ受取ルヘ
シ此ノ場合ニ於テ保險料領收帳アル者ハ之ニ添附スヘシ
保險契約者前項ノ保險料ノ全部又ハ一部ニ付第五十一條ノ請
求ヲ爲サムトスルトキハ復活申込書ニ振替貸付ノ旨ヲ附記シ
之ニ貸付請求書ヲ添附スヘシ

第五十一條 保險契約者ハ簡易生命保險法第二十六條第一項ノ
規定ニ依リ保險料ニ振替フル爲一年以内ノ保險料ニ相當スル
金額ニ付貸付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

貸付期間ハ前項ノ請求ヲ認メタル時ヨリ二年以内トス
貸付期間ハ已ムヲ得サル場合ニハ辨濟期ニ於テ之ヲ更新スル
コトヲ得但シ更新ノ時ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

貸付期間満了前ニ於テ保險契約消滅シタルトキハ辨濟期ニ達
シタルモノトス
第一項ノ規定ニ依ル貸付金ニ對シテハ保險料ニ振替ヘタル時
ヨリ其ノ振替金額ニ對スル利息ヲ貸付金ノ辨濟又ハ期間更新
ノ際ニ拂込ムヘシ

貸付金ノ利率ハ別ニ之ヲ告示ス
保險契約者貸付期間ノ満了前貸付金ノ全部又ハ一部ノ辨濟ヲ
爲シタル場合ニ於テハ未タ經過セサル貸付期間ニ對スル利息
ハ之ヲ支拂フコト要セス

貸付金ノ一部辨濟ヲ爲ス場合ニ於テハ保險料一ヶ月分ニ滿タ
サル端數ヲ附スルコトヲ得ス

第五十二條第二項及第三項ヲ削リ第五項中「第三項但書、第四
項及第五項」ヲ「第三項乃至第七項」ニ改ム
第五十七條ニ二第一項第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ、第一項ノ次ニ
左ノ一項ヲ加フ

四 保險料拂濟保險契約ニ變更シタルトキ但シ保險契約變更
ノ際保險契約者還付ヲ受クヘキ旨ヲ表示セサルトキハ其
還付額ヲ第三十一條第三項ノ規定ニ準シテ保險金額ニ
加算ス

前項第一號乃至第三號ノ規定ハ前項第四號ニ該當シタル保險
契約ニ對シテハ之ヲ適用セス
(別表省略)

別表第二

二 半年掛掛金額ハ年掛掛金額ニ其ノ百分ノ二ヲ加ヘタルモノヲ二分シタル額トシ三月掛掛金額ハ年掛掛金額ニ其ノ百分ノ三ヲ加ヘタルモノヲ四分シタル額トス

三 第一號又ハ第二號ノ計算ニ於テ掛金額ニ一錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ但シ第一號及第二號ノ計算ヲ併セ行フ場合ニ在リテハ最後ノ計算ニ於テ生シタル一錢未滿ノ端數ヲ切捨ツルモノトス

第三十六條ノ規定ニ依ル年金額又ハ掛金額

一 第三十五條第一項第一號ノ請求アリタルトキ更正スヘキ年金額ハ左ノ區別ニ依ル

イ 元金留保ノ掛金一時抽据置年金ヲ元金留保ノ即時年金ニ變更セムトスルモノナルトキハ原契約ノ效力發生ノ日ヨリ契約變更ノ效力發生ノ日ノ前日迄ヲ据置期間トスル

元金留保ノ据置年金ヲ既ニ拂込ミタル掛金ヲ以テ當初ヨリ契約シタルモノトシテ原契約ノ掛金計算ノ基礎ニ依リ計算シタル金額トス

ロ 元金留保ノ掛金分割据置年金ヲ元金留保ノ即時年金ニ變更セムトスルモノナルトキハ既ニ拂込ミタル掛金ニ對スル期間ヲ掛金拂込期間トシテ且原契約ノ效力發生ノ日ヨリ契約變更ノ效力發生ノ日ノ前日迄ヲ据置期間トスル

元金留保ノ据置年金ヲ既ニ拂込ミタル分割掛金ヲ以テ當初ヨリ契約シタルモノトシテ原契約ノ掛金計算ノ基礎ニ依リ計算シタル金額トス

二 第三十五條第一項第二號ノ請求アリタルトキ更正スヘキ年金額ハ變更セムトスル種類ノ据置掛金ヲ當初ヨリ契約シタルモノトシテ原契約ノ掛金計算ノ基礎ニ依リ計算シタル

金額トス

三 第三十五條第一項第三號ノ請求アリタルトキ更正スヘキ掛金額ハ左ノ區別ニ依ル

イ 元金留保ノ据置年金ノ年金額ヲ減額セムトスルモノナルトキハ變更セムトスル年金額ノ据置年金ヲ當初ヨリ契約シタルモノトシテ原契約ノ掛金計算ノ基礎ニ依リ計算シタル金額トス

ロ 元金拋棄ノ据置年金ノ年金額ヲ減額セムトスルモノナルトキハ契約變更ノ時ニ於テ年金受取人ノ爲ニ積立テタル金額ヲ變更セムトスル年金額ノ將來ノ部分ニ對スル一時拂込掛金トシテ契約シタルモノトシテ原契約ノ掛金計算ノ基礎ニ依リ計算シタル年金額ヲ變更セムトスル年金額ヨリ差引キタル殘額ニ對スル掛金額トス

四 第三十五條第一項第四號ノ請求アリタルトキ更正スヘキ年金額ハ契約變更ノ時ニ於テ年金受取人ノ爲ニ積立テタル金額ヲ變更セムトスル年金額ノ將來ノ部分ニ對スル一時拂込掛金トシテ原契約ノ掛金計算ノ基礎ニ依リ計算シタル金額トス

五 郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依リ掛金拂濟年金額約ニ變更セラレタルトキ更正スヘキ年金額ハ既ニ拂込ミタル

別表第三

ル掛金ニ對スル期間經過ノ時ニ於テ於テ契約變更アリタル
七ノトシテ前號ニ準シ計算シタル金額トス

第四十八條ノ規定ニ依リ返還スヘキ元金額

一 年金受取人死亡シタル場合ニ於テ返還スヘキ元金額ノ額ハ
死亡ノ日迄ノ拂込掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)ノ額トス但
シ支拂ヒタル年金(支拂フヘキモノヲ含ム)アルトキハ其ノ
金額ヲ差引キタル殘額トス

二 年金契約解除セラレタル場合ニ於テ返還スヘキ元金額ノ額
ハ契約解除ノ日迄ノ拂込掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)ノ額
ニ左ノ區別ニ依ル割合ヲ乘シタル金額トス

イ 即時年金及一時拂置年金ニ在リテハ 九割五分

ロ 分刻拂置年金ニ在リテハ 九割

契約解除ノ日カ年金契約ノ效力 九割一分

契約解除ノ日カ年金契約ノ效力 九割二分

契約解除ノ日カ年金契約ノ效力 九割二分

發生後三年以内ナルトキ

發生後三年以内ナルトキ

以下一年ヲ増ス毎ニ一分ヲ加ヘ九割五分ニ至リテ止ム

三 第三十五條第一項第三號ノ場合ニ於テ返還スヘキ元金額ノ
額ハ契約變更ノ日迄ノ拂込掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)ノ
額ヨリ變更後ノ契約ニ付當初ヨリ變更ノ日迄ニ拂込ムヘカ
リシ掛金ノ額ヲ差引キタル殘額ニ前號ノ區別ニ依ル割合ヲ

シ乘タル金額トス

簡易生保險規則中改正

逕信省令第三十五號 (大正十五年九月二十日)

本令ハ大正十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條第三項中「之ニ記名調印ノ上」ノ次「第一回保險料額
收證ヲ添ヘ」ヲ加フ

第十五條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 保險契約者及保險金受取人ノ氏名又ハ名稱並被保險者ノ
氏名及生年月日

第十七條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

般員、出稼人、農業者等ニシテ郵便官署ニ於テ已ムヲ得サル
事由アリト認メタル者ニ限リ保險料一年分以内ヲ前納スルコ
トヲ得此ノ場合ニ於テ一時ニ拂込ヲ爲サムトスル保險料(延
滞シタル保險料ヲ除ク)カ十二月分又ハ十三月分ナルトキハ
保險料一月分ニ相當スル金額ヲ、六月分以上ナルトキハ保險
料月額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ割引ス

前項ノ規定ニ依リ保險料ヲ前納シタル後其ノ期間ノ中途ニ於
テ保險料ノ拂込ヲ要セサルニ至リタル場合ニ於テハ未經過期
間ニ對スル保險料額ヲ保險契約者ニ還付ス但シ保險料ヲ割引
シタル保險契約ノ還付額ハ未經過期間ニ對スル保險料額ヨリ
經過期間六月未満ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ割引シタル金
額ヲ又保險料一月分ニ相當スル金額ヲ割引シタルモノニシテ
經過期間六月以上ナルトキハ保險料月額ノ二分ノ一ニ相當ス
ル金額ヲ控除シタル殘額トス

第二十條ノ二 保險契約者三箇以上ノ保險契約ヲ爲シタル場合
ニ於テ同一月分ノ保險料カ拂込済ナルトキハ保險料ノ併合拂

込ヲ請求スルコトヲ得

第二十條ノ三第一項中「保險料ノ拂込ニ便宜トスル日」ノ次ニ「拂込方法及拂込場所（振替貯金振替拂込）モノニ在リテハ其ノ口座番號ヲ加フ

第二十條ノ四第一項中「契約者ノ住所ノ集配受持」ヲ削ル

第二十條ノ五 保險契約者保險料併合拂込ノ全部又ハ一部ヲ廢止セムトスルトキハ集金人拂込又ハ窓口拂込ノモノニ在リテハ保險料併合拂込廢止請求書ニ保險料領收帳ヲ添ヘ保險料拂込ヲ取扱フ郵便局ニ差出シ保險料領收帳ノ受領證ヲ受取ルヘシ又振替貯金振替拂込ノモノニ在リテハ保險料併合拂込廢止請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項及併合シタル保險料額ニ異動ヲ生シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條第二項中「五十錢」ヲ「一圓」ニ改ム

第二十六條ノ二第一項中「關東廳」ノ次ニ「及樺太廳」ヲ加フ

第二十六條ノ五 保險金受取人郵便年金規則第十六條ノ規定ニ依リ保險金ノ振替請求ヲ爲サムトスルトキハ保險證書ヲ呈示シタル上保險金支拂請求書ニ其ノ旨ヲ記載シ之ニ第二十二條第一項ノ規定ニ依リ添附書類及年金契約申込書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ支拂フヘキ保險金額ヨリ郵便年金契約ノ掛金ヲ控除シタル殘額ニ付保險金支拂通知書ヲ作成シ保險金受取人ニ送付ス

第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條中「本章」ヲ「第二十三條乃至第二十六條ノ四」ニ改ム

第三十條 削除

第三十條ノ二 削除

第三十條ノ三 削除

第三十二條ノ二 保險金受取人簡易生命保險法第二十五條第一項ノ規定ニ依リ保險契約ノ變更ニ因ル還付金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ前條ノ請求ト同時ニ還付金支拂請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ保險還付金支拂通知書ヲ保險金受取人ニ交付ス

保險金受取人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ還付金ノ拂渡ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ保險證書ヲ呈示スヘシ

第二十四條ノ規定ニ依ル還付金ノ支拂ニ之ヲ準用ス

第三十七條第二項中「保險契約者關東廳管内」ノ次ニ「樺太廳管内」ヲ「關東廳」ノ次ニ「樺太廳」ヲ加フ

第三十七條ノ二第三項中「關東廳」ノ次ニ「樺太廳」ヲ加フ

第四十六條 保險金受取人簡易生命保險法第二十五條第一項ノ規定ニ依リ保險契約ノ解除又ハ失効ニ因ル還付金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ保險證書ヲ提示シ還付金支拂請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ保險料領收帳アルモノハ之ヲ添附スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ保險還付金支拂通知書ヲ保險金受取人ニ送付ス

保險金受取人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ保險證書ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ還付金ノ拂渡ヲ受クヘシ

第二十四條及第二十六條ノ二乃至第二十六條ノ四ノ規定ハ第一

第二十三條（第五號 一七七） 八七九

一項ノ規定ニ依ル還付金・支拂ニ之ヲ準用ス

第四十九條 保險契約者保險契約復活ノ申込ヲ爲サムトスルトキハ復活申込書用紙ニ第十二條第九號乃至第十一號ノ事項ヲ記載シ保險證書及保險料ノ拂込ヲ爲ササリシ期間ノ保險料ヲ添ヘ郵便局又ハ其ノ派出吏員ニ差出シ其ノ領收證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ保險料領收帳アル者ハ之ニ添附スヘシ

保險契約者前項ノ保險料ノ全部又ハ一部ニ付第五十一條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ復活申込書ニ振替貸付ノ旨ヲ附記シ之ニ貸付請求書ヲ添附スヘシ

第五十一條 保險契約者ハ簡易生命保險法第二十六條第一項ノ規定ニ依リ保險料ニ振替フル爲一年以内ノ保險料ニ相當スル金額ニ付貸付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

貸付期間ハ前項ノ請求ヲ認メタル時ヨリ二年以内トス
貸付期間ハ已ムヲ得サル場合ニハ辨濟期ニ於テ之ヲ更新スルコトヲ得但シ更新ノ時ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

貸付期間満了前ニ於テ保險契約消滅シタルトキハ辨濟期ニ達シタルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル貸付金ニ對シテハ保險料ニ振替ヘタル時ヨリ其ノ振替金額ニ對スル利息ヲ貸付金ノ辨濟又ハ期間更新ノ際ニ拂込ムヘシ

貸付金ノ利率ハ別ニ之ヲ告示ス
保險契約者貸付期間ノ満了前貸付金ノ全部又ハ一部ノ辨濟ヲ爲シタル場合ニ於テハ未タ經過セサル貸付期間ニ對スル利息ハ之ヲ支拂フコト要セス

貸付金ノ一部辨濟ヲ爲ス場合ニ於テハ保險料一ヶ月分ニ滿タサル端數ヲ附スルコトヲ得ス

第五十二條第二項及第三項ヲ削リ第五項中「第三項但書、第四項及第五項」ヲ「第三項乃至第七項」ニ改ム

第五十七條ニ第二項第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ、第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

四 保險料拂濟保險契約ニ變更シタルトキ但シ保險契約變更ノ際保險契約者還付ヲ受クヘキ旨ヲ表示セサルトキハ其還付額ヲ第三十一條第三項ノ規定ニ準シテ保險金額ニ加算ス

前項第一號乃至第三號ノ規定ハ前項第四號ニ該當シタル保險契約ニ對シテハ之ヲ適用セス
(別表省略)